

保有個人情報の漏えい等の報告遅延に関する個人情報保護委員会からの指導について

本市における保有個人情報の漏えい等（そのおそれがある場合を含みます。以下同じ。）に関し、国の機関である個人情報保護委員会への報告が遅れたため、令和7年8月5日（火）、同委員会から文書で指導を受けました。

本市としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に向け、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、事務事故発生時の事務フローについて周知徹底を図ってまいります。

1 事案の概要

特定の保有個人情報の漏えい等が発生した場合等には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）等に規定する期日までに個人情報保護委員会に報告する必要があります。

令和7年5月1日（木）、精神科病院に医療保護入院している方の退院等請求に係る入院同意者宛での通知2名分について、1名分を誤ってもう1名の入院同意者に送付していたことが判明しました。同月12日（月）、事案発生課において、誤って2名分送付した方からの電話により誤送付に気づき、同月15日（木）までの間に両名への謝罪及び誤送付した文書の回収を行いました。本件が要配慮個人情報の漏えいに該当し、個人情報保護委員会へ報告を要するものであるという認識に至らず、同委員会への報告が同年7月31日（木）となり、漏えい等の事態を知った後30日以内という所定の期日を経過しました。

なお、誤送付した書類から本人に精神障害があることが類推され、当該書類には、本人及び入院同意者の氏名が含まれていました。

2 個人情報保護委員会からの指導について

（1）指導の名宛人

市長

（2）指導の趣旨

法の規定に沿った適正な取扱いがなされておらず、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていなかった。

（3）指導の内容

- ア 今後、個人情報保護委員会へ報告を要する事態が生じた場合には、同事態を知った後、速報については速やかに、また、確報については法等に規定された期間内に所定の事項を報告すること。
- イ 上記アの報告が可能となるよう、漏えい等事案に対する体制の整備を行うこと。

3 今後の対応

職員一人ひとりが、個人情報とは市民の皆様からお預かりした大切なものであるという意識と責任感を強く持って業務に取り組むよう、情報セキュリティの重要性についての研修等を徹底し、個人情報の管理体制を強化するとともに、事務事故発生時の事務フローについて周知徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問合せ先

(個人情報保護委員会への報告に関する事)

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当 山口

電話 044-200-3656

(誤送付事案に関する事)

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター

総務・判定課 廣岡

電話 044-200-2511